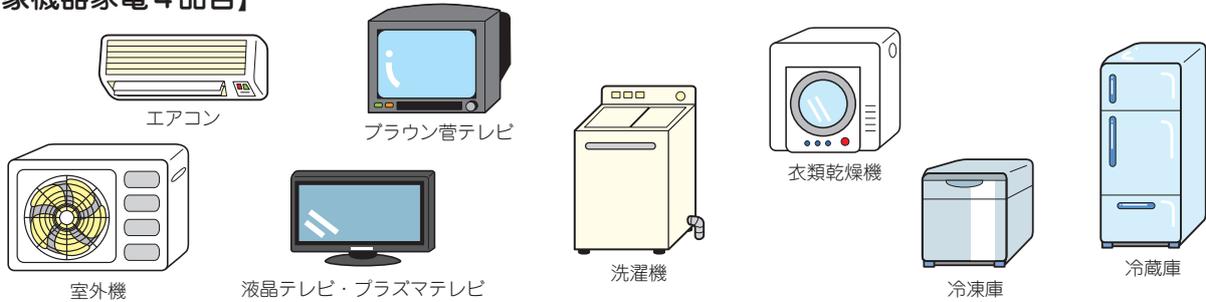


【市が処理できないごみ】家電4品目・パソコンの処理について

家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）の処理について

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機については、家電リサイクル法により、リサイクルすることが義務付けられています。販売店などへ引取りを依頼してください。引取りに際し、リサイクル料金と収集運搬料金が必要です。

【対象機器家電4品目】



※家庭用機器を業務用として使用していた場合が対象です。

飲食店で使用する業務用冷蔵庫など業務用として製造・販売されている機器は対象外となりますので、産業廃棄物として処理してください。

【処理方法】

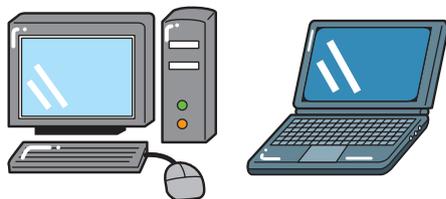
「リサイクル料金」と「収集運搬料金」がかかります。（料金については依頼先にご確認ください。）

① 買い替えの場合	新しい商品を購入する販売店に引取りを依頼
② 買い替えずに処分したい場合	以前購入した販売店に引取りを依頼
③ 買い替えずに処分したいが、購入した店が無い場合（購入店が廃業、引越などで遠方、通信販売など）	以下のいずれかの方法で、製造業者等に引渡してください (1) 産業廃棄物収集運搬許可業者に委託し指定引取場所への運搬を行う。 (2) 排出事業者自ら指定引取場所への運搬を行う。 (いずれも郵便局において家電リサイクル券を用いてリサイクル料金の支払いを済ませてから指定引取場所に運搬を行ってください。)

パソコンの処理について

パソコンはパソコンリサイクル法により、メーカーによる回収・リサイクルが義務付けられています。

【対象機器（メーカーによって異なります）】 【処理方法】



メーカーがわかっているパソコン	各メーカーの受付窓口へ連絡してください。料金はメーカーにお問い合わせください。
メーカーが無い（自作、メーカーが倒産、輸入販売会社）	産業廃棄物 として適正に処理してください。パソコン3R推進協会にお問い合わせください。

- デスクトップパソコン（本体） ●ノートパソコン
- ディスプレイ一体型パソコン ●ディスプレイ（液晶式、ブラウン管式）

※購入時の標準付属品（マウス、キーボード、スピーカー、ケーブルなど）も一緒に回収されます。

パソコンリサイクルについて詳しくは

一般社団法人 パソコン3R推進協会	☎ 03-5282-7685	
https://www.pc3r.jp		